



豊田市省エネ設備導入支援補助金

豊田市内で事業活動を営む中小企業等が、市内の事業所に設置された既存設備をエネルギー消費効率等の優れた指定ユーティリティ設備に更新する際にその費用の一部を補助します。

交付申請受付期間
令和4年10月12日（水）
～令和5年12月28日（木）

対象設備

経済産業省が行う「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」において経済産業省が指定する団体（執行団体）が登録及び公表した設備のうち、補助金交付要綱に記載された要件を全て満たすもの



執行団体のHPに掲載されている機器が補助対象

空調 給湯器 冷蔵庫 } (一社) 環境共創イニシアチブ
 照明 コンプレッサー }
 ボイラ 変圧器 }
 コージェネレーション }
 (一財) ヒートポンプ・蓄熱センター
 ヒートポンプ →

対象者

- 豊田市内に事業所を有する事業者であって、補助金交付要綱に記載された要件を全て満たす者
- ・中小企業、中小企業団体、その他法人又は個人事業主
 - ・暴力団等と密接な関係を有しないこと
 - ・市税の滞納又は未申告がないこと
 - ・公序良俗に反する事業を行っていないこと など

対象事業

- 豊田市内の事業所に設置された既存設備を補助対象設備に更新する事業であって、補助金交付要綱に記載された要件を全て満たすもの
- ・補助対象設備の導入される場所が、市内の事業所内であること
 - ・国又は地方公共団体から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業でないこと
 - ・既存の事業所において新たな設備の追加を目的とした事業でないこと など
- ※R4.7.1以降に契約したものが対象

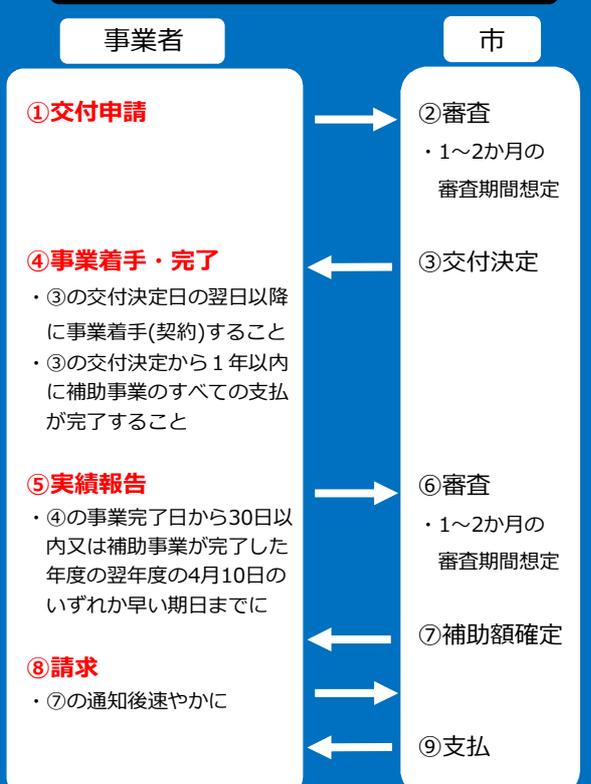
対象経費

- ・補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、指定ユーティリティ設備の**本体価格**に限る。
- ・消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。

補助金額

- ・設備の種別又は能力に基づく**定額**又は補助対象経費の2分の1の額とのいずれか低い額を補助（上限）**500万円**
- ・予算の範囲内で交付

申請から交付までの基本的な流れ



●申請にあたっては、補助金交付要綱、手続要領等をご確認ください。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/kigyoyuchi/1051086.html>

